

○契約保証及び前払金保証の電子化について

令和8年4月1日以降に契約する案件より、契約保証及び前払金保証等について、下記のとおり電子証書の取り扱いを開始しますのでお知らせします。保証についての具体的な手続きは、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）にご確認ください。

なお、紙による証書（証券）、現金納付等の契約保証も従来どおり取り扱います。

記

1. 対象

	保証事業会社 (西日本建設業保証(株)等)	損害保険会社
契約の保証	契約保証証書	履行保証保険証書 公共工事履行保証証券
前払金(中間前払金) 保証	前払金保証証書	—

2. 方法

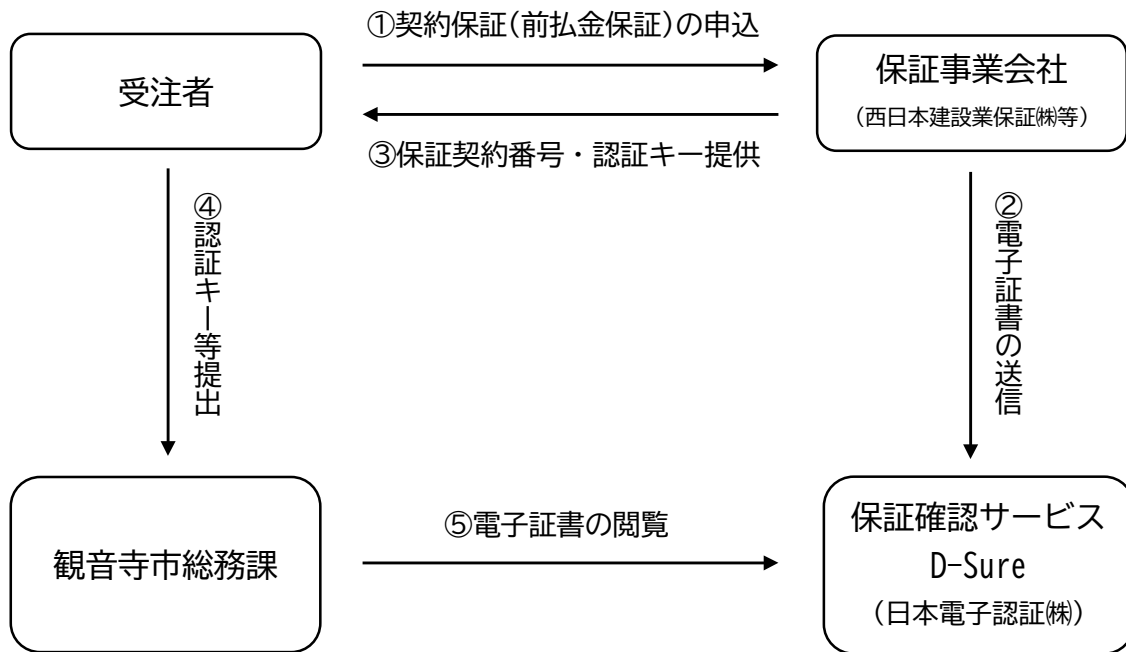
(1) 保証事業会社

発行された保証契約番号及び認証キー（PDFファイル）を電子メールに添付し、総務課のメールアドレス（keiyaku@city.kanonji.lg.jp）宛てに送信のうえ、到達確認の連絡をしてください。

(2) 損害保険会社

発行された閲覧用URL・閲覧用パスワードを電子メールに添付し、総務課のメールアドレス（keiyaku@city.kanonji.lg.jp）宛てに送信のうえ、到達確認の連絡をしてください。

【保証事業会社(西日本建設業保証㈱等)の場合】



【損害保険会社の場合】

